

## 法令等違反に対する違反是正措置の実施基準

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局管理部路政課（道路管理適正化担当） (06-6615-6685)
措置実施課（担当）名 （電話番号）	同上
事務の名称	道路の不法占拠対策
事務の概要	道路法若しくは道路法に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反して道路上に設けられている工作物その他の物件（総じて「不法占拠物件」という。以下同じ。）を占有している者に対して、是正指導・勧告等を行う（不法占拠物件を占有している者を「不法占拠者」という。以下同じ。）。
措置の実施基準等	<p>1. 法令等違反に対する直接的な是正措置について</p> <p>1.（1）の措置を講じる基準</p> <p>1.（1）の措置の内容</p> <p>1.（2）の措置を講じる基準</p> <p>①不法占拠物件を放置することにより、道路や橋梁の維持修繕のために本市が行う工事の支障となるなど、道路の構造の保全上著しく支障となると本市が認めた場合  ②不法占拠物件を放置することにより、道路幅員が狭くなることを起因として事故の発生する危険性が高くなるなど、円滑で安全な交通の確保上著しく支障となると本市が認めた場合  ③その他不法占拠物件を放置することにより、道路の適正な管理に著しく支障となると本市が認めた場合</p> <p>1.（2）の措置の内容</p> <p>ア. 不法占拠者を確知している場合について  ○個々の事案に応じて時期や期限を設定し、速やかに不法占拠物件の撤去を講じるよう指導を行う。  ○当該指導に従わず、上記①～③に該当する場合は、次の措置を講じる。  ・行政手続法に基づき弁明の機会を付与した上で、道路法に基づく除却命令を行う。  ・除却命令に従わない場合には、行政代執行法に基づき、文書による戒告、代執行令書の通知の手続を経た上で、代執行を行う。ただし、非常の場合又は危険切迫の場合において、不法占拠物件の撤去の急速な実施について緊急の必要性があり、上記戒告、代執行書の通知の手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることがある。</p> <p>イ. 不法占拠者を過失なく確知することができない場合について  ○上記①～③に該当する場合は、次の措置を講じる。  ・道路法に基づき、道路管理者が不法占拠物件の撤去を行うべき旨等を公告し、公告の日から14日が経過したときは、道路管理者が不法占拠物件の撤去を行う。</p>

	<p>2. 法令等違反に対する間接的な是正措置について</p> <p>2. (1) の措置を講じる基準及び内容</p>
<p>根拠法令等 及び条項</p>	<p>道路法 第32条第1項、第3項 第43条 第71条</p> <p>行政手続法 第13条第1項第2号</p> <p>行政代執行法</p> <p>大阪市行政手続条例 第13条第1項第2号 第27条～29条 第30条～第34条</p>
<p>備考</p>	